

犯罪の現状・課題と今後の対応について

これまでの経緯

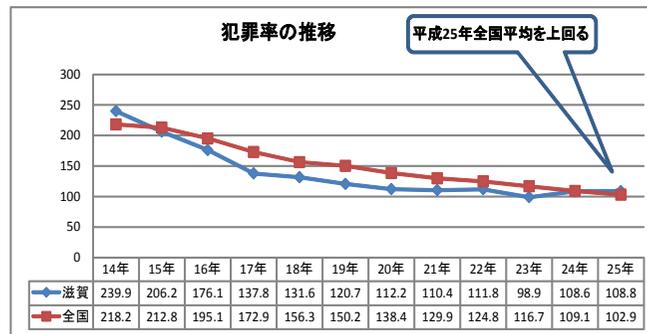
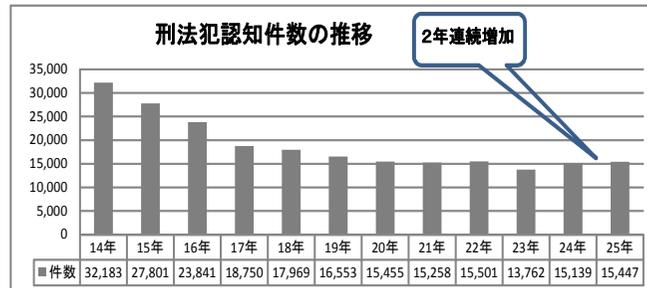
- 平成 15 年条例施行以降、これまで犯罪情勢の変化を踏まえて、通学路等における犯罪の防止の規定追加（H18）、深夜商業施設と大規模小売店舗の設置者等の防犯に配慮した店舗の構造等に対する努力義務規定を追加（H21）などの条例の一部改正を行ってきた。
- 本県の犯罪認知件数は、ピーク時の平成 14 年に 32,183 件であったが、平成 20 年には半減し、平成 23 年には 14,000 件を下回るものの、全国的に減少傾向にある中、ここ 2 年連続で増加し、昨年は犯罪率も全国平均を上回った。

これまでの主な取組

- 1 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づく、実践県民会議、推進本部、地域安全なまちづくり連絡協議会の取組
- 2 平成 26 年・緊急アクションプラン
行政、警察、ボランティア、関係機関団体等と連携した取組、ゆる 3 プロジェクト（県民総ぐるみ運動）など
- 3 滋賀県子ども・女性・高齢者を守る犯罪多発警報等発令制度
- 4 知恵出し汗かきプロジェクト、公用車による青パト活動、ロック DE ガード大作戦、特殊詐欺根絶官民会議の開催など
- 5 安全なまちづくり活動に対する支援
自主防犯活動団体の立ち上げ支援、市町への地域安全なまちづくりに対する支援、防犯リーダーの育成研修

現状と課題

犯罪認知件数の増加



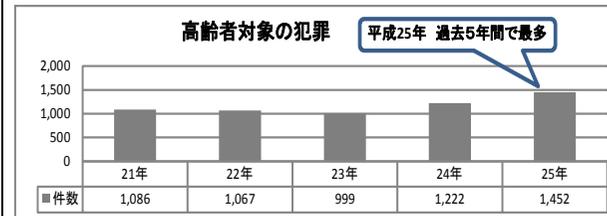
- 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の制定後、諸対策の取組により一定の成果は認められたが、直近は増加に転じ、今後は地域の実情に応じた抑止活動に一層取り組む必要がある。

対応の方向性

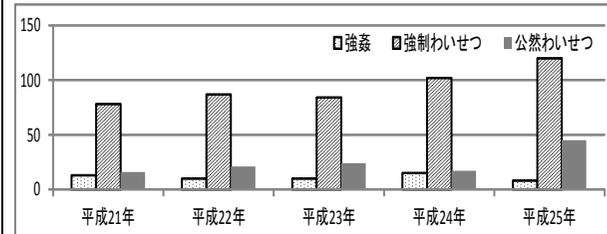
市町等と警察署との連携強化による地域の取組の促進

- 警察署長による地域の実情に応じた犯罪情報の提供や助言その他の支援
- 警察署長による犯罪抑止のための取組依頼

高齢者、子ども、女性等犯罪弱者に対する犯罪の多発



女性対象の犯罪 平成25年 過去5年間で最多



- 高齢者、子ども、女性など犯罪弱者を狙った犯罪が増加傾向にある。
- 高齢者、子ども、女性等の犯罪弱者は自らを犯罪から守る能力や抵抗力または判断力が他の者に比べて脆弱なことから、周囲の者による犯罪防止の配慮が必要である。

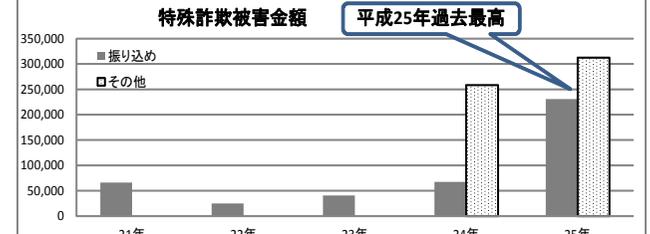
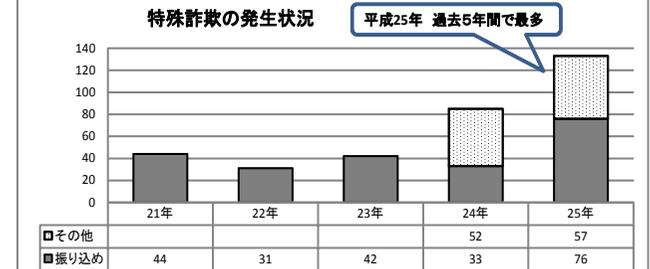
※ グラフの対象犯罪

- ・ 高齢者：特殊詐欺、ひったくりなど
- ・ 子ども：身体的犯罪、窃盗など
- ・ 女性：性犯罪

高齢者、子ども、女性に対する犯罪抑止対策の強化

- 高齢者等犯罪弱者の特性を踏まえた抑止の取組
- 犯罪弱者の周囲の者による犯罪防止の配慮
- 犯罪被害者に対する支援の強化

特殊詐欺の多発



- 発生件数、被害金額ともに増加
 - 特殊詐欺の問題点は、被害者の約 70 %が高齢者で高額な被害ケースが多く、被害回復が極めて困難であること。
 - 事業者や県民の協力を得て水際における防止対策を講じる必要がある。
- ※ その他：振り込め詐欺以外の特殊詐欺（金融商品取引名目、ギャンブル必勝法情報提供名目、異性との交際あっせん名目等）

特殊詐欺対策の強化

- 事業者や県民の協力による取組の推進
- 深刻な社会問題化に対応した緊急的な取組